

特定生産緑地（日進市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の項目に基づき、特定生産緑地を次のように解除する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積（㎡）		申出基準日	備考	図面 番号
			生産緑地地区 （都市計画）	特定生産緑地			
				解除する区域			
1	日進市赤池五丁目1007	1-14	195	195	令和6年12月1日	公示日：令和6年3月29日	13
2	日進赤池箕ノ手土地区画整理事業区域内24ブロック6	1-37	964.85	964.85	令和6年12月1日	公示日：令和6年3月29日	17

「区域は指定・解除図表示のとおり」